

# 熊本県公報

第 1 1 5 5 8 号  
平成 19 年 6 月 6 日 (水)  
(毎週 月・水・金発行)

## 目 次

**告 示**

- 家畜伝染病(ヨーネ病)の発生.....(畜産課) 1
- 道路の区域変更.....(道路保全課) 1
- 障害者自立支援法に基づく事業者の指定.....(障害者支援総室) 2
- 指定居宅サービス事業所の指定(通所介護).....(高齢者支援総室) 2
- 指定介護予防サービス事業所の指定(介護予防通所介護).....( " ) 2

**公 告**

- 基本測量の実施.....(監理課) 2
- 肥料登録.....(農業技術課) 3
- 肥料登録有効期間更新.....( " ) 3
- 開発行為工事完了.....(建築課) 3
- ".....( " ) 3
- 特定非営利活動法人の設立認証申請.....(男女共同参画・パートナーシップ推進課) 3
- 定款変更認可.....(農村計画・技術管理課) 4
- 狩猟免許試験及び狩猟免許有効期間更新.....(自然保護課) 4
- 県営土地改良事業の工事完了.....(農村計画・技術管理課) 6
- 情報化研修業務委託の一般競争入札の実施.....(情報企画課) 6
- 団体営土地改良事業施行の同意.....(農村計画・技術管理課) 7
- 開発行為に関する工事の検査済証交付及び工事完了.....(建築課) 8
- 大規模小売店舗立地法に基づく届出.....(商工政策課) 8

**登 載 依 頼**

- 熊本県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則.....(人事委員会) 8
- 平成 19 年度くまもと犯罪の起きにくいまちづくり県民会議の開催.....(交通・くらし安全課) 9

## 告 示

### 熊本県告示第 513 号

家畜伝染病予防法(昭和 26 年法律第 166 号)第 13 条第 1 項の規定により、次のとおり家畜伝染病に係る届出があったので、同条第 4 項の規定により公示する。  
平成 19 年 6 月 6 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

病 名	区 分	発 生 年 月 日	発 生 場 所	発 生 頭 数	適 用
ヨーネ病	患畜	平成 19 年 5 月 24 日	球磨郡錦町	1 戸 4 頭	乳用牛

### 熊本県告示第 514 号

道路法(昭和 27 年法律第 180 号)第 18 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。  
その関係図面は、平成 19 年 6 月 6 日から 60 日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。  
平成 19 年 6 月 6 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

#### 1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前 後	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
		球磨郡五木村甲字竹ノ川	前 後	13.2 ~	168.6	

一般 国道	445 号	同所	4944 番 2 地先から	19.2	国防災
			4944 番 2 地先まで	22.7 ～ 26.9	

2 区域を変更する期日 平成 19 年 6 月 6 日

### 熊本県告示第 515 号

障害者自立支援法（平成 17 年法律第 123 号）第 29 条第 1 項の規定により指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定した。

平成 19 年 6 月 6 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	指定障害福祉サービスの種類
JA うきうき福祉サービス事業所 宇城市不知火町高良 1851 番地 4	熊本宇城農業協同組合 宇城市松橋町松橋 357 番地の 1 中村 英一	平成 19 年 6 月 1 日	4312700174	居宅介護

### 熊本県告示第 516 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 41 条第 1 項の規定により指定居宅サービス事業所を次のとおり指定した。

平成 19 年 6 月 6 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

#### 【通所介護】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
デイサービス温 合志市須屋 165-9	株式会社サンコーライフサ ポート	平成 19 年 5 月 29 日

### 熊本県告示第 517 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 53 条第 1 項の規定により指定介護予防サービス事業所を次のとおり指定した。

平成 19 年 6 月 6 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

#### 【介護予防通所介護】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
デイサービス温 合志市須屋 165-9	株式会社サンコーライフサ ポート	平成 19 年 5 月 29 日

## 公 告

### 熊本県公告第 505 号

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 14 条第 1 項の規定に基づき、国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があったので、同条第 3 項の規定により公告する。

平成 19 年 6 月 6 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

作業種類	作業期間	作業地域
基本測量（ジオイド測量）	平成 19 年 6 月 18 日から 平成 19 年 10 月 31 日まで	阿蘇市、球磨郡水上村、球磨郡相良村

**熊本県公告第 506 号**

肥料取締法（昭和 25 年法律第 127 号）第 7 条の規定に基づき、次の肥料を登録したので、同法第 16 条第 1 項の規定に基づき公告します。

平成 19 年 6 月 6 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

登録番号	肥料の種 類	肥料の 名 称	保証成分量 (%)	その他の規格	生産業者の氏名又は名称及び住所	登録した年月日
熊本県肥第 1414 号	炭酸カルシウム肥料	苦土石灰 10%	アルカリ分 : 55.0 可溶性苦土 : 10.0	その他の制限事項は公定規格のとおり。	株式会社熊本硅砂鉱業 福岡県八女市納楚 722 番地の 3	平成 19 年 5 月 28 日

**熊本県公告第 507 号**

肥料取締法（昭和 25 年法律第 127 号）第 12 条第 2 項の規定に基づき、次の肥料の登録有効期間を更新したので、同法第 16 条第 1 項の規定に基づき公告します。

平成 19 年 6 月 6 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

登録番号	肥料の種 類	肥料の 名 称	保証成分量 (%)	その他の規格	生産業者の氏名又は名称及び住所	更新した年月日
熊本県肥第 1398 号	混合有機質肥料	混合有機質肥料 1 号	窒素全量 : 6.0 りん酸全量 : 4.0 加里全量 : 2.0	含有を許される有害成分の最大量は、公定規格のとおり。	大東肥料株式会社 八代市鏡町鏡 1159 番地 3	平成 19 年 6 月 9 日

**熊本県公告第 508 号**

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第 36 条第 3 項の規定により、次のとおり公告する。

平成 19 年 6 月 6 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積  
菊池郡大津町大字大津字合志ヶ水 2541 番 1 の一部、同 2542 番 1、同 2542 番 2、同 2542 番 3、同 2542 番 4、同 2542 番 5、同 2543 番 1、同 2543 番 4、同 2543 番 5、同 2543 番 6、同 2547 番 2 及び同 2547 番 4  
4,990.58 平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
菊池郡大津町大字大津字合志ヶ水 2502 番 3  
株式会社 池松機工

**熊本県公告第 509 号**

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第 36 条第 3 項の規定により、次のとおり公告する。

平成 19 年 6 月 6 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積  
合志市幾久富字建山 1909 番 9  
2,692.02 平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
合志市幾久富 1858 番地  
米澤 重己

**熊本県公告第 510 号**

特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 10 条第 2 項の規定により次のとおり公告する。

平成 19 年 6 月 6 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 申請年月日  
平成 19 年 5 月 25 日
- 2 名称  
特定非営利活動法人コミュニティ共有くまもと
- 3 代表者の氏名  
緒方 章江
- 4 主たる事務所の所在地  
熊本市帯山一丁目 28 番 2-403 号
- 5 定款に記載された目的  
本会は、不特定多数の市民、団体等に対して幅広いコミュニケーションを通し、主に、対人関係能力開発、自立、生活支援に関する事業を行い市民生活の向上に寄与することを目的とする。

#### 熊本県公告第 511 号

八代郡氷川町氷川下流土地改良区連合理事長浜田洋から平成 19 年 5 月 10 日付けで申請のあった定款変更については、平成 19 年 5 月 29 日付けで認可した。

平成 19 年 6 月 6 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

#### 熊本県公告第 512 号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号。以下「法」という。）第 41 条、第 51 条第 1 項及び同条第 2 項の規定に基づき、平成 19 年度狩猟免許試験並びに狩猟免許の有効期間の更新を受けようとする者の適性検査及び講習を次のとおり実施する。  
平成 19 年 6 月 6 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 受験資格  
熊本県内に住所を有する者で、狩猟免許を取得し、又は有効期間を更新しようとする者。ただし、次の各号に掲げる事項に該当する者を除く。
  - (1) 20 歳に満たない者
  - (2) 精神障害又は発作による意識障害をもたらし、狩猟を適正に行うことに支障を及ぼすおそれがある病気として環境省令により定められた次の病気にかかっている者
    - ア 統合失調症
    - イ そううつ病（そう病及びうつ病を含む。）
    - ウ てんかん（発作が再発するおそれがないもの、発作が再発しても意識障害がもたられないもの及び発作が睡眠中に限り再発するものを除く。）
    - エ アからウまでに掲げるもののほか、自己の行為の是非を判別し、又はその判別に従って行動する能力を失わせ、又は著しく低下させる症状を呈する病気
  - (3) 麻薬、大麻、あへん又は覚せい剤の中毒者
  - (4) 自己の行為の是非を判別し、又はその判別に従って行動する能力がなく、又は著しく低い者（(1) から (3) までに該当する者を除く。）
  - (5) 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律又は法に基づく命令の規定に違反して、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 3 年を経過しない者
  - (6) 同法第 52 条第 2 項第 1 号の規定により狩猟免許を取り消され、その取消の日から 3 年を経過しない者
- 2 試験等の内容
  - (1) 狩猟免許試験内容
    - ア 狩猟に関する知識試験  
択一式の筆記試験により、法及び法施行令並びに猟具・鳥獣及び鳥獣の保護管理に関する知識について行う。
    - イ 狩猟に関する適性試験  
視力、聴力及び運動能力について行う。
    - ウ 狩猟に関する技能試験  
狩猟免許の種類（網猟免許、わな猟免許、第一種銃猟免許、第二種銃猟免許）ごとに行う。  
※ 試験の順序は、知識試験、適性試験、技能試験の順で行い、知識試験に合格した者のみに適性試験及び技能試験を実施する。
  - (2) 狩猟免許の有効期間の更新を受けようとする者の適性検査及び講習
    - ア 狩猟に関する適性検査内容  
視力、聴力及び運動能力について行う。
    - イ 狩猟に関する講習内容  
法及び法施行令、狩猟鳥獣の判別並びに猟具の取扱いについて行う。
- 3 試験等の日程及び場所
  - (1) 狩猟免許試験については、別表 1 のとおり
  - (2) 狩猟免許の有効期間の更新を受けようとする者の適性検査及び講習については、別表 2 のとおり

4 申請手続

- (1) 申請書類の請求先  
申請書類の請求先は、熊本県各地域振興局農林（農林水産）部林務（森林保全）課、熊本県環境生活部自然保護課又は社団法人熊本県猟友会とする。
- (2) 申請書類の提出先
  - ア 狩猟免許試験
    - (ア) 第 1 回の狩猟免許試験についての提出先は、申請者の住所地を所管する熊本県の地域振興局農林（農林水産）部林務（森林保全）課とし、申請者の住所地が熊本市の場合は熊本県環境生活部自然保護課とする。
    - (イ) 第 2 回の狩猟免許試験についての提出先は、熊本県環境生活部自然保護課とする。
  - イ 狩猟免許有効期間更新  
原則として、申請者の住所地を所管する熊本県の地域振興局農林（農林水産）部林務（森林保全）課とし、申請者の住所地が熊本市の場合は熊本県環境生活部自然保護課とする。  
ただし、平成 19 年 9 月 9 日実施の狩猟免許有効期間更新のための適性検査及び講習についての提出先は、熊本県環境生活部自然保護課とする。
- (3) 申請書類の受付期限  
狩猟免許試験又は適性検査及び講習の実施日の 10 日前までに必着のこと。
- (4) 提出書類等
  - ア 狩猟免許試験
    - (ア) 狩猟免許申請書 1 部
    - (イ) 写真（申請前 6 か月以内に撮影し、無帽、正面、上三分身、無背景の縦 3.0 センチメートル、横 2.4 センチメートルのもの） 1 部
    - (ウ) 1 の（2）から（4）までに規定する事由に該当しない旨の医師の診断書 1 部（銃砲（刀剣類所持等取締法（昭和 33 年法律第 6 号）第 4 条第 1 項第 1 号の規定による許可を現に受けている者は、その許可証の写しを提出することにより、これに代えることができる。）
    - (エ) 80 円郵便切手を貼り、自己の住所を記入した返信用の封筒 1 部
  - イ 狩猟免許有効期間更新  
狩猟免許有効期間更新申請書 1 部  
※ 以下狩猟免許試験の提出書類に同じ。
- (5) 狩猟免許申請手数料及び狩猟免許有効期間更新申請手数料  
熊本県手数料条例（平成 12 年条例第 9 号）の規定に基づく手数料として、次に掲げる金額の熊本県収入証紙を申請書に貼付し、納付すること。  
ア 狩猟免許申請手数料 5,300 円。ただし、既に網猟、わな猟、第 1 種銃猟又は第 2 種銃猟のいずれかの免許を取得し、その保有する免許以外の種類を受験する者にあっては、4,000 円。  
イ 狩猟免許有効期間更新申請手数料 2,900 円

5 試験等当日の携行品

- (1) 受験票
- (2) 筆記用具

6 その他

- (1) 天災その他特別の事由により実施日時及び場所等を変更することがある。
- (2) 不透明の点は、熊本県の地域振興局農林（農林水産）部林務（森林保全）課又は熊本県環境生活部自然保護課に問い合わせること。

別表 1 狩猟免許試験実施日程及び場所

(1) 第 1 回の狩猟免許試験

区 分	日 程	場 所
知識試験	平成 19 年 7 月 8 日（日）	熊本県の各総合庁舎会議室又は熊本県庁会議室
適性・技能試験	平成 19 年 7 月 21 日（土）	熊本県球磨総合庁舎大会議室
	平成 19 年 7 月 22 日（日）	熊本県鳥獣保護センター研修室

(2) 第 2 回の狩猟免許試験

区 分	日 程	場 所
知識試験	平成 19 年 8 月 12 日（日）	熊本県鳥獣保護センター研修室
適性・技能試験	平成 19 年 8 月 26 日（日）	熊本県鳥獣保護センター研修室

別表 2 狩猟免許有効期間更新に関する適性検査並びに講習の実施日程及び場所

日 程	場 所
平成 19 年 7 月 1 日（日）	菊池総合庁舎大会議室
平成 19 年 7 月 7 日（土）	天草総合庁舎大会議室

平成 19 年 7 月 12 日 (木)	天草総合庁舎大会議室
平成 19 年 7 月 14 日 (土)	熊本県立大学 阿蘇総合庁舎 2 階大会議室 芦北総合庁舎大会議室
平成 19 年 7 月 17 日 (火)	阿蘇総合庁舎 2 階大会議室
平成 19 年 7 月 28 日 (土)	上益城総合庁舎大会議室 球磨総合庁舎大会議室
平成 19 年 7 月 29 日 (日)	鹿本総合庁舎大会議室
平成 19 年 7 月 31 日 (火)	八代総合庁舎大会議室
平成 19 年 8 月 5 日 (日)	宇城総合庁舎 2 階第 1 会議室 玉名総合庁舎大会議室
平成 19 年 9 月 9 日 (日)	熊本県立大学

**熊本県公告第 513 号**

次に掲げる土地改良事業に伴う工事が完了したので、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 113 条の 2 第 3 項の規定に基づきこの旨を公告する。

平成 19 年 6 月 6 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

事業名	地区名	工事着手年月日	工事完了年月日	事業主体
農業用排水施設	荒木浜 (上天草市)	平成 16 年 3 月 18 日	平成 19 年 3 月 8 日	熊本県

**熊本県公告第 514 号**

次のとおり一般競争入札に付する。

平成 19 年 6 月 6 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

## 1 競争入札に付する事項

- (1) 委託業務の名称 平成 19 年度情報化研修業務
- (2) 委託業務の概要  
平成 19 年度情報化研修に係る講師及び補助員の派遣並びに操作研修の実施等
- (3) 委託業務の詳細 入札説明書による。
- (4) 委託期間 契約締結の日から平成 19 年 12 月 31 日まで
- (5) 委託業務の実施場所 熊本県庁行政棟新館 9 階 OA 研修室及び熊本県庁行政棟本館地下 1 階大会議室
- (6) 入札方法
  - ア 入札金額は、委託料総額とする。
  - イ 落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 5 パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 105 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。
  - ウ 入札説明書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得（昭和 39 年熊本県告示第 420 号）の規定を準用する。
  - エ 入札書は入札説明書に示す様式により作成すること。

## 2 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成 18 年熊本県告示第 521 号。以下「要綱」という。）による審査のうえ、有資格者として営業種目研修業務（取扱業種 01 研修業務）に登録された者であること。  
なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望する者は、3 に掲げるところにより、要綱による審査を受け、入札参加資格を得ること。
- (2) 次に掲げる条件をすべて満たす者であること。
  - ア 過去 2 営業年度において、次のアプリケーションソフトの操作に係る研修又は講習の合計時間数が年間 500 時間以上の実績を有すること。
 

ワープロソフト	Microsoft 社製「Word」
表計算ソフト	Microsoft 社製「Excel」
データベースソフト	Microsoft 社製「Access」
  - ※ Microsoft、Word、Excel、Access は、Microsoft Corporation の米国及びその他の国における登録商標である。

- イ 過去1年以上在籍しており、平成20年3月末まで在籍の見込みがある常勤のインストラクターを3人以上有すること。
- ウ 過去1年間に対象受講者10人以上で、前記アプリケーションソフトいずれかの操作に係る研修又は講習を500時間以上行った実績を有するインストラクターを本委託業務に派遣できること。
- 3 入札参加資格を得るための申請方法等
- (1) 申請の方法
- 2に掲げる入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、要綱に定める入札参加資格審査申請書（本競争入札参加のための申請である旨を明示すること。）に必要書類を添付し、3の(2)の場所に持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。
- (2) 入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問い合わせ先  
熊本県出納局管理調達課資格審査班（熊本県庁行政棟本館2階）  
郵便番号 862-8570 熊本市水前寺六丁目18番1号  
電話 096-383-1111 内線 6350
- (3) 入札参加資格申請書の受付期間  
平成19年6月6日（水曜）から平成19年6月18日（月曜）までの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時までとする。  
ただし、受付期間の終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。
- 4 入札手続等
- (1) 担当課  
郵便番号 862-8570  
熊本市水前寺六丁目18番1号  
熊本県地域振興部情報企画課システム班（熊本県庁行政棟新館9階）  
電話 096-383-1111 内線 3090
- (2) 入札説明書の交付期間及び場所
- ア 期間  
平成19年6月6日（水曜）から平成19年6月13日（水曜）まで（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時まで
- イ 場所  
4の(1)に掲げる場所に同じ。
- (3) 競争入札参加資格審査申請書の提出期間及び場所
- ア 期間  
平成19年6月6日（水曜）から平成19年6月18日（月曜）まで（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時まで
- イ 場所  
4の(1)に掲げる場所に同じ。
- (4) 入札保証金 入札説明書による。
- (5) 入札及び開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法
- ア 日時  
平成19年6月21日（木曜）午後1時30分（ただし、郵便による入札の受領期限は、平成19年6月20日（水曜）午後5時まで）
- イ 場所  
郵便番号 862-8570  
熊本市水前寺六丁目18番1号  
熊本県庁行政棟新館9階 情報企画課
- ウ 方法  
(5)のイ記載の入札場所に持参するものとする。ただし、持参できないときは、4の(1)記載の場所に郵送（書留郵便に限る。）すること。
- 5 その他
- (1) 入札の無効 本公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札その他入札説明書に記載する入札の無効に該当する入札は、無効とする。
- (2) 落札者の決定の方法 有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。  
ただし、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。）第167条の10第1項の規定に基づき、低入札価格について一定の基準を設けているため、その基準を下回った価格で入札を行った者は、最低の入札価格者であっても落札者とはならない場合がある。
- (3) その他詳細は、入札説明書による。

**熊本県公告第515号**

平成19年3月2日付けで宇城市長阿曾田清から協議のあった向山・金桁地区土地改良事業（農業用道路）の施行については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第10条第1項の規定により、平成19年5月29日付けで同意した。

平成 19 年 6 月 6 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

**熊本県公告第 516 号**

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第 36 条第 3 項の規定により、次のとおり公告する。

平成 19 年 6 月 6 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積  
菊池郡菊陽町大字津久礼字新山 3197 番 3  
331.09 平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
菊池郡菊陽町大字津久礼 3219 番地  
久具 亜矢  
熊本市龍田町弓削 766 番地 21  
久具 憲明

**熊本県告示第 517 号**

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 2 項の規定による届出があったので、同条第 3 項の規定により、次のとおりその概要を公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

平成 19 年 6 月 6 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
ゆめタウンはません店  
熊本市田井島一丁目 2-1
- 2 変更しようとする事項
  - (1) 大規模小売店舗の店舗面積の合計  
変更前 38,913 平方メートル  
変更後 43,146 平方メートル
  - (2) 駐車場の収容台数の変更  
変更前 2,450 台  
変更後 2,500 台
  - (3) 駐輪場の位置及び収容台数の変更  
変更前 607 台  
変更後 682 台
  - (4) 荷さばき施設の位置及び面積の変更  
変更前 520 平方メートル  
変更後 622 平方メートル
  - (5) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量の変更  
変更前 165 立方メートル  
変更後 213 立方メートル
- 3 変更する年月日  
平成 20 年 1 月 24 日
- 4 変更する理由  
消費者の多様なニーズに対応するため、家電量販店を増設するもの。
- 5 届出年月日  
平成 19 年 5 月 23 日
- 6 届出の縦覧場所及び縦覧期間  
熊本県商工観光労働部商工政策課  
平成 19 年 6 月 6 日から平成 19 年 10 月 6 日まで

**登載依頼**

熊本県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 19 年 6 月 6 日

熊本県人事委員会委員長 清 塘 英 之

**熊本県人事委員会規則第 25 号**

熊本県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

熊本県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則（昭和 41 年熊本県人事委員会規則第 11 号）の一部を次のように改正する。

別表市町村の表天草市の項職名の欄中「首席審議員 課長」を「首席審議員 会計管理者 課長」に、「職員課課長補佐」を「総務課課長補佐」に改め、同表御船町の項中

町長部局	本庁 老人ホーム	課長 園長
------	-------------	----------

を

町長部局	本庁（会計課を含む。）	会計管理者 課長 審議員
------	-------------	--------------

に改め、

同表山都町の項機関名の欄中「収入役室」を「会計課」に改め、同項職名の欄中「課長 審議員」を「会計管理者 課長 審議員」に、「総看護師長」を「総看護師長 薬剤師長 診療放射線技師長 臨床検査技師長」に改め、一部事務組合の表中宇城広域消防衛生施設組合、宇土、富合清掃センター組合、宇城広域火葬場組合、宇城広域清掃施設組合の項を削り、広域連合の表宇城広域連合の項職名の欄中「事務局長」を「事務局長 会計管理者 課長」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

### くまもと犯罪の起きにくいまちづくり県民会議公告第 1 号

平成 19 年度くまもと犯罪の起きにくいまちづくり県民会議を次のとおり開催する。

なお、当会議の傍聴手続は、次のとおり。

平成 19 年 6 月 6 日

くまもと犯罪の起きにくいまちづくり県民会議  
会長 潮 谷 義 子

- 1 開催日時  
平成 19 年 6 月 15 日（金）  
午後 3 時から午後 4 時 30 分まで
- 2 開催場所  
熊本市水前寺公園 28 番 51 号  
熊本テルサ
- 3 議題（予定）
  - （1）規約改正案について
  - （2）県民会議の活動及び同構成員の取組について
  - （3）活動事例報告
  - （4）意見交換
  - （5）その他
- 4 傍聴者  
10 人
- 5 傍聴手続
  - （1）傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において受け付けのうえ、事務局の指示に従い、会場に入ることができる。
  - （2）傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 6 問い合わせ先  
熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号  
くまもと犯罪の起きにくいまちづくり県民会議事務局（熊本県環境生活部交通・くらし安全課）  
（電話 096-333-2293）

